

■MFJ 共済会制度（平成16年1月1日改定）

種 目	共済会掛金 (1名1大会)	共済会見舞金支払額		請求のために 必要な書類
		最高限度額 (死亡、後 遺症100%)	医療見舞金	
スノーモビル	1,500円	共済会見舞金 1,500万円 (共済会が契 約した傷害保 険含む)	傷害部位と症状により 下表の見舞金が設定さ れる 診断書作成補助費 5,000円	○共済会見舞金請求書 ○完治したときの医師 の診断書 死亡、後遺症の場合 は、上記、共済会見 舞金請求書のほかに 共済会が契約する保 険会社(損保ジャパ ン)の各種書類が必 要となります。
ビットクルー	年間500円 (ライセンス料 に含まれる)			

医療見舞金算定基準

受傷箇所と受傷程度から下記の医療見舞金が支払われます。

単位：千円

	頭部	顔面部	眼	歯牙	頸部	胸・ 腹部	背・腰 ・臀	上肢	手指	下肢	足指	全身
打撲・擦過傷 挫傷・捻挫	7	7	—	—	7	7	7	7	7	7	7	7
挫創・挫減創	20	7	—	—	7	13	13	7	7	7	7	7
筋・腱の損 傷、断裂	—	—	—	—	20	20	20	40	40	40	13	—
骨折・脱臼	80	33	—	—	107	40	80	40	13	60	20	—
欠損・切断	—	20	—	7	—	—	—	53	27	73	40	—
神経の損傷 ・断裂	127	33	67	—	133	—	93	40	40	40	13	—
臓器の損傷・ 破裂	—	—	—	—	—	113	—	—	—	—	—	—
眼球の損傷・ 破裂	—	—	67	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熱傷	7	7	—	—	7	13	13	7	7	7	7	47
その他	13	7	7	7	13	13	13	13	7	13	7	20

※複数の部位や症例が重複する場合は一番高い算出基準を適用し、算出はいたしません。

- ★受傷日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合は、最高限度額1,500万円を100%とし、これに対し、MFJ共済会の後遺症認定に基づき、その比率を乗じて支払われる。
- ★共済会は傷害保険ではありません。治療費の支払いはありません。
- ★見舞金の請求期限は受傷日から一年以内です。一年以上経過しますとその請求権は無効となります。

★見舞金の支払われる適用範囲

公認または承認された当該競技会の公式日程期間（MFJが公認した期間）で、かつ競技監督の統轄下において行われた競技中・公式練習中に発生した事故とする。

（※サーキットが行う特別スポーツ走行時の事故は見舞金の請求は出来ません）

★同一大会で二種目以上出場する場合は、掛け金の高い種目が適用されます。

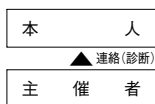
★死亡、後遺症見舞金を受ける場合は、傷害見舞金および診断書作成補助費は受けられません。

★死亡見舞金の請求者は法定相続人に限られます。

■ 共済会见舞金請求の手続きは…

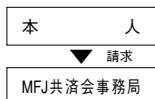
1. まず主催者に連絡

負傷したその日に主催者に連絡してください。やむを得ない理由により当日届出ができなかった場合は、負傷日より2日以内に主催者へご連絡ください。なお、届出がない場合は、見舞金が支払われませんのでご注意ください。



2. 大会主催者から共済会见舞金請求書と診断書書式をもらう。

ケガをした大会の主催者またはMFJに、共済会见舞金請求書と指定の診断書書式を請求してください。



3. 請求先はMFJ内共済会事務局

見舞金請求書に必要な事項を記入し、治療先の医師に負傷が完治してから所定の診断書の記入を依頼してください。

書類は一括して負傷者本人（代理人でもよい）が共済会事務局宛（MFJ本部内）にご送付願います。

見舞金は書類に不備が無い場合に限り、3ヶ月以内に指定の口座に振り込まれます。